



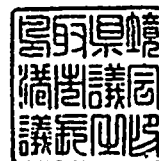
境港市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月10日

境港市議会議長 森岡俊夫



- 1 日時 令和4年2月10日（木）午前10時45分
（議事の進行により、時間は変更することがある。）
- 2 場所 境港市議会議事堂（境港市役所本庁舎3階）
- 3 事件名 島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 請求代表者3人以内
- 5 意見を述べる時間 45分以内（意見を述べる者の合計時間）